

第7回 社外取締役の職務と責任 —善管注意義務違反・忠実義務違反における責任を中心に—

司法書士

多良七恵

取締役と会社の関係は、「委任に関する規定に従う」(会社法330条)とされ、委任の本旨に従い、善管注意義務を負う(民法644条)。また、取締役は会社法上忠実義務も負う(会社法355条)。しかし、会社経営は常に危険が伴うものであり、取締役の積極的な経営判断により会社に損害を生じた場合に、すべての責任を善管注意義務違反として負わせることは取締役の行動を委縮させてしまうおそれがある。そこで、①善意で、②経営判断をなし、③当該経営判断に関わる事項に利害関係がなく、④その状況下で合理的に信ずる程度の当該経営判断に関する情報を得ており、⑤会社の最善の利益になると相当性をもって信じた場合に注意義務を充たしたとするアメリカの経営判断の原則の例に倣い注意義務違反の責任を問わないとする「経営判断の原則」^(注1)は、一般によく知られているものである。

取締役の善管注意義務違反が問題となる場合、例えば融資判断と金融機関の取締役^(注2)、関連会社に対する支援金供与^(注3)、事業再編の一環として非公開株式の買取価格の設定^(注4)、内部統制システム構築・維持義務違反^(注5)等、取締役の経営判断に関する判例は数多く、広範囲にわたる。本稿では、近年、増加しつつある社外取締役^(注6)について、その職務と責任について整理し、若干の考察を加える。

I 社外取締役とは（会社法2条15号）

株式会社の取締役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう^(注7)。

平成26年改正により下記のように変更された^(注8)。

- ① 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人（「業務執行取締役等」）でなく、か

(注1) 中山秀木「取締役の裁量権と経営判断の原則」神戸大学法政策研究会編『法政策学の試み（法政策研究2）』（信山社出版、2000年）265頁の注(2)参照。

(注2) 拓銀栄木不動産事件（最二小判平20・1・28金法1838号48頁）等。

(注3) コスモ証券株主代表訴訟（大阪地判平14・2・20判タ1109号226頁）等。

(注4) アバマンショップホールディングス事件（最一小判平22・7・15金法1916号89頁）等。

(注5) ダスキン株主代表訴訟（大阪高判平18・6・9判時1979号115頁）等。

(注6) 東証1部上場企業2020社における独立取締役の数は、2017年時点で前年比452名増えて4723名となり、取締役総数（18797名）の25.1%を占める（上場企業のコーポレート・ガバナンス調査（2017年8月1日）日本取締役協会ウェブサイトより）。

(注7) 中村直人編著『取締役・執行役ハンドブック〔第2版〕』（商事法務、2015年）47頁より。

(注8) 「社外取締役及び社外監査役の要件等の改正について」(<http://houmukyoku.moj.go.jp/kyoto/page000077.pdf>)を参考にした。